

中期計画への数値目標設定の基本的な考え方

【1 数値目標 設定項目】

産技研が広く産業界に利用され、産業界の活性化に資するため、主要な活動のトータルバランスを取ることを目的として、活動全般に渡って数値目標の設定を検討した。

検討の中で、各活動について、「強みの確立や課題の克服のため、現状からさらに伸長すべき項目」と、「現状でも高水準の活動を行っており、今後もその水準を確保することに努める項目」の区分を行い、前者について数値目標を設定することとした。

現状からさらに伸長すべき項目

（1）産業支援機関としての強みを確立するために取り組む項目

- | | |
|---|--|
| ・ より出口を志向する企業支援
（技術の産業化）
（世に出る産技研の技術） | 産技研単独での業界向け成果発表件数
共同研究・受託研究等件数
企業等マッチング件数
知恵関連補助金申請件数 |
| ・ 気軽な技術相談、中小企業の下支え | 無料指導件数 |
| ・ ニーズに合った設備・機器の活用 | 設備利用件数 |
| ・ 複数の研究会の共同事業の活性化 | 複数の研究会による横断的活動件数 |
| ・ 産技研の研究開発の更なる充実 | 外部資金応募・継続件数 |

（2）課題を克服するために取り組む項目

- | | |
|------------------------|--|
| ・ 開かれた研究所、
情報発信力の強化 | 産技研単独での業界向け成果発表件数（再掲）
見学者数
市民向け情報発信件数
産技研 News・ちえのわ（季刊誌）配布件数
研究員派遣制度利用件数 |
| ・ 総合的な支援の提供、
連携の強化 | 連携事例件数（地域・広域合計） |

【2 数値目標 設定水準】

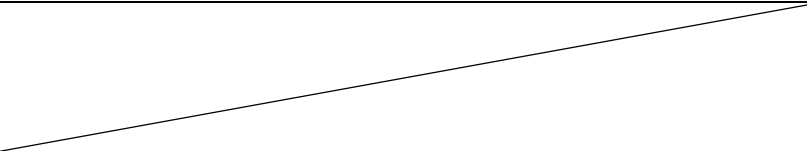
平成23・24年度実績の平均値を現在の水準として、限られた経営資源の下、各項目について実現可能性を考慮した上で、+10%～30%の伸長目標を定めた。（平成22年度は、年度途中の10月に立地統合を実施しているため、考慮しない）

【3 利用者アンケート】

数値のみを追うのではなく、サービスの質も担保するため、定期的に利用者アンケートを実施し、その結果を現状把握及び業務改善活動に活用する。

地方独立行政法人 京都市産業技術研究所 中期目標・中期計画（最終案） 対比表

中期目標	中期計画（最終案）
（基本的な考え方） 京都市産業技術研究所は、大正 5 年に発足した染織試験場と大正 9 年に開設した工業研究所を前身とし、これまで約一世紀もの長きにわたり、京都の産業の発展を技術面から支えてきた。京都市産業技術研究所整備基本構想に掲げたように、「いたずらに目先の数的競争原理に惑わされることなく、矜持を堅持しつつ、独特のものづくり文化の質の錬磨と創造的な展開に努め」、得意技術・固有技術を伸ばし、京都になくてはならない、市民と一体となり市民に開かれた研究所を目指している。 地域経済を取り巻く環境が大きく変わる中、同研究所には中小企業等に対し、既存技術の強化、新製品の開発、新分野への展開、販路開拓、新産業や京都の未来を担う知恵産業の創出等、社会・産業構造の変化に対応した支援策を総合的かつきめ細やかに実施することが求められている。 そこで、京都市は、京都市産業技術研究所が経営の透明性の向上等を図りながら、複雑化、多様化する中小企業等のニーズにこれまで以上に迅速かつ的確に対応していくために、同研究所を地方独立行政法人化することとした。法人化の目的を着実に達成していくための当初の業務運営目標として、ここに中期目標を策定する。 地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「産技研」という。）は、地方独立行政法人の特長を最大限活かした自主・自律的な組織運営の下、「京都市新価値創造ビジョン」※¹及び「京都市伝統産業活性化推進計画」※²等に掲げる本市産業振興政策の一翼を引き続き担うとともに、利用者の満足度がより高い公的な産業支援機関を目指す。このためにも、同研究所が果たしてきた役割はもとより、中長期的な視点に立って、技術指導や研究開発の柔軟かつ機動的な展開や、ニーズの発掘から商品化、市場化まで一貫した支援施策の拡充及び積極的な情報発信を進め、京都産業の活性化、地域経済の発展に寄与していくことが必要である。 平成 28 年に発足 100 周年※³を迎	地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 25 条の規定に基づき、京都市長から指示を受けた平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 4 年間における地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「産技研」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を、以下のとおり定める。 産技研はその前身から 100 年※¹にわたり、京都市の産業政策の一翼として、京都のものづくり産業の発展を技術面から支えてきた。産技研は、これからも京都市が策定した「京都市産業技術研究所整備基本構想」から「京都技術フロンティア 2012」に至る姿勢を変えることなく、「京都のものづくり文化の優れた伝統を継承し、発展させ、新しい時代の感性豊かで先進的な産業技術を創造する」使命を果たしていく。 中期計画では、地方独立行政法人の特長を最大限活かして、自主・自律的な組織運営の下、公的な産業支援機関として確保された運営費交付金と自己収入の増加等の経営努力によって生み出された剰余金を有効に活用することで、これまで以上に技術指導や研究開発の柔軟で機動的な事業展開を行っていく。新たに打ち出した技術支援や新産業創出支援は将来の京都技術を見据えた次なる 100 年の出立に相応しい事業展開であり、その第一歩となる第 1 期中期計画を確実に実践することで、京都のものづくり中小企業の技術支援をさらに拡充していく。 ※¹ 100 年 産技研は平成 28 年に発足 100 周年を迎える。陶磁器部門の前身である京都市陶磁器試験所の発足まで遡ると明治 29 年になるが、ここでは産技研の前身の一つである京都市染織試験場の 大正 5 年設立から起算している。

えるに当たり、産技研は、これからも京都とともに歩み、地域の豊かな発展に貢献し続ける研究所、信頼される研究所となるべく、この中期目標を達成するため、具体的取組を示す中期計画を作成するとともに、その実績を検証し、不断の自己改善に努めるものとする。	
第１ 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日までの４年間とする。	
第２ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 産技研は、平成２８年に１００周年という大きな節目の年を迎えることから、次なる１００年後を見据えた、「技術の産業化」を政策的使命とする先進的な京都産業創生の拠点として、京都のものづくり文化の優れた伝統を継承、発展させ、感性豊かで先進的な産業技術を創造することにより、世界を魅了する京都の伝統産業をはじめとした地域産業の成長を牽引する。 そのため、利用者を新規開拓するなど、産技研がより広く利用されるよう努めるとともに、ものづくりの現場と密接に連携し、人的・物的資源を有効に活用して、中小企業等のニーズに迅速かつ柔軟に対応する。 また、京都市の産業技術を支援するだけでなく、京都市の産業振興施策の企画・立案に積極的に参画し、中小企業等のニーズを施策に反映させる。	第１ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
１ 企業活動の技術支援 中小企業等が、事業活動を行う過程において直面する様々な技術課題を迅速に解決するとともに、技術指導、後継者の育成や技術力を向上させるため、産技研の支援内容を強化・拡充する。	１ 企業活動の技術支援
（１）技術相談 中小企業等がいつでも気軽に相談に来ることができ、産技研の特長である懇切丁寧で満足度の高いサービスを提供する。 産技研が培ってきた成果や研究職員の専門的知識等を活用して課題に応じて具体的に指導するとともに、生産現場での技術相談を実施するなど、きめ細やかな技術支援により、中小企業等が抱える技術課題の解決を図る。	（１）技術相談 ア 気軽に技術相談ができる仕組みの構築 研究チームや研究員の研究内容と保有技術が分かる「研究チームマップ」・「研究員マップ」の作成（新規）や、総合相談窓口の設置（新規）等、中小企業等が気軽に技術相談に来所できる仕組みを構築し、中小企業等のより一層の利用を促進する。 イ 課題解決に向けた下支えの強化 依頼者に既成事実や知識を単に伝達するだけでなく、課題解決の糸口を具体的に指導し、その解決を図り、中小企業等の技術の下支えとなる技術相談を強化する。

	また、産技研内での技術相談にとどまらず、生産現場での支援が必要な場合にも対応していくため、研究員派遣指導制度をより充実し、活用されるよう周知するとともに、職員が現場に出向き、中小企業等に密着した支援を行う。 ウ 満足度アンケートの実施 技術相談が課題解決にどのように役立ったかなど、定期的に利用者への満足度アンケートを実施（新規）し、継続的なサービスの質の向上に活用する。
（２）試験・分析 企業ニーズの高い機器・設備を導入するとともに、それらを適切に保守管理し、中小企業等からの依頼に基づく試験・分析等に正確かつ迅速に対応する。 また、これらの結果等を踏まえた対策を具体的に提案・指導し、その解決を図る。	（２）試験・分析 ア 機器・設備の更新等 高度化する製品開発に伴って必要となる品質評価に関するニーズに対応するため、計画的に機器・設備の更新や保守・校正等により性能を維持することで、客観的かつ正確な信頼性の高い試験・分析結果を提供する。 イ 利便性の向上 汎用性が高い分析評価機器を揃えた迅速分析評価室を設置（新規）するなど、試験・分析や技術相談の初期対応のスピードアップを図り、中小企業等の利用者の利便性の向上を図る。 ウ 試験・分析依頼への柔軟な対応等 中小企業等のニーズに応じて、試験・分析や技術相談に柔軟に対応するほか、J I S等の規定に基づかない個別の試験の要望に柔軟に応えるため、オーダーメイド試験を拡充する。 エ 課題解決に向けた下支えの強化 産技研の得意技術・固有技術を活かして、試験結果等から導き出された課題解決のための糸口を具体的に指導し、中小企業等の技術の下支えとなる試験・分析を強化する。
（３）人材育成 中小企業等の技術者に対し、研究開発で得られた新しい知見をはじめ、ものづくりを支える基盤技術、伝統産業や成長分野で求められる高度かつ専門的な技術・知識に関する研修を行うとともに、京都のものづくり文化を継承し、発展させる視点を持った後継者を育成することにより、業界の発展を図る。 特に、伝統産業においては、その新たな展開に向けて、基礎研修から応用研修、さらには新商品の企画・立案までを体系立てた計画的な研修を実施する。	（３）人材育成 ア 中小企業等の技術者の育成 中小企業等の技術者を受け入れ、実際の試験や研究を通してトレーニングするO R T事業等を活用し、ものづくり分野で求められる高度かつ専門的な技術・知識に関する研修を行い、中小企業等の技術者を育成する。 また、研究員派遣指導制度をより充実し、活用されるよう周知することで、研究員が企業の生産現場に出向く機会を増やし、現場での技術指導を通じて中小企業等の技術者を育成する。 イ 伝統産業の技術者の育成 伝統産業分野における研修は、産技研が開発した材料や固有技術を生かし、科学・技術・技能が三位一体となった内容で、基礎研修から応用研修、さらには新商品の企画・立案までを計画的に体系立てて行う。 また、技術の修得が実際の雇用に結びつくよう、世に出

	る伝産技術セミナーの拡充等に取り組む。
(４) 研究開発 複雑化，多様化する中小企業等のニーズに応えるために，基礎研究から市場化を見据えた研究までを体系的に行う。 中でも，中長期的な観点で将来の京都産業を見越した先進的研究，新たな成長分野の研究及び顧客ニーズを踏まえた市場への出口支援を見据えた研究等に重点的に取り組む。	(４) 研究開発
ア 戦略的な研究開発の推進 京都の中小企業等の将来の発展を常に意識し，成長が予想されるものの，個別の企業等では取り組むことが困難な技術や実用化に向けた基盤的な技術等の研究開発に取り組む。 なお，研究開発に当たっては，競争的資金等の外部資金を積極的に活用する。	ア 戦略的な研究開発の推進 (ア) 研究開発の計画的実施 中小企業等のニーズや京都市の産業振興施策，市場動向等を的確に把握し，カルティヴェイション研究やパイロット研究等，基礎的な研究から事業化・製品化につながる研究開発までを計画的に実施する。 (イ) 重点研究開発分野の強化 将来，成長が予想される分野や中小企業等の下支えとなる分野の研究開発を重点分野に位置づけ，予算，人員を優先的に配分する。そして，それぞれの研究成果を活用した新技術・新製品を創出し，新たな市場を獲得して京都経済の活性化を図る。 <重点分野> a バイオライフィケーション事業 産技研の強みであるバイオを基軸として，「食品・生活」をテーマとする新素材の開発や分析・評価技術の確立を中心とした研究に取り組む。 ・平成２６年度重点事業 「清酒酵母性能評価システムの（～平成２９年度） 開発 ―呑み方提案型酵母の開発―」 b エコグリーンイノベーション事業 得意分野である省エネ・省資源につながる材料等の開発技術を活かして，「環境・エネルギー」をテーマとする新素材の開発や分析技術の確立を中心とした研究に取り組む。 ・平成２６年度重点事業 「グリーン IT による CO2 削減に貢献する大型・高精細有機 EL ディスプレイ製造技術イノベーションのための低熱膨張メタルマスク製造に関する基盤技術の開発」 c 京都高度伝統文化イノベーション事業 伝統産業技術を伝統産業業界にとどめることなく，伝世品の保存修復をはじめとした新たな事業分野へ展開するとともに，若手技術者に対する販路開拓等の支援を行う。 ・平成２６年度重点事業 「三次元デジタイザ等の新規機

	(～平成29年度) 器を用いた文化財修復研究及び商品開発への展開」 d 下支え強化事業 中小企業等における製造工程や研究開発の過程で必要となる分析評価技術の高度化や、不良対策、品質向上、生産効率の向上、環境調和等の課題を解決し、事業化・製品化を後押しすることにより、中小企業等の下支えを行う。 ・平成26年度重点事業 「特定芳香族アミンをはじめとする繊維製品に含まれる物質の法規制への対応」 (ウ)実用化の推進 産技研の技術が、これまで以上に広く世の中に活用されることを目指して、得意技術・固有技術を活かして環境負荷の低減につなげるセルロースナノファイバーを用いたグリーン高機能製品の実用化開発や、新たな高放熱性セラミックス基板材料の開発等に取り組む。 (エ)外部資金の活用 国や公益財団法人等が実施する競争的研究事業を積極的に活用し、事業化・産業化が期待される研究開発や、これから進展する研究開発を更に充実させる。
イ 共同研究等 中小企業等の技術力・競争力を高めるため、共同研究や受託研究を推進するとともに、それらを通じ中小企業等の海外進出や国際競争力の強化に向けた側面支援を行う。 また、企業・大学との連携により、中小企業等の技術革新や新事業分野への進出、新産業の創出を促進する。	イ 共同研究等 (ア)共同研究・受託研究の提案・実施等 共同研究や受託研究を積極的に提案・実施し、大学や中小企業等との連携を強化するとともに、これまでの研究開発成果を活かし、技術面で、中小企業等の海外展開や国際競争力の強化に貢献する。 (イ)共同研究・受託研究への柔軟な対応 中小企業等のニーズに応えるため、迅速な意思決定と柔軟に研究に対応できる体制を構築するとともに、突発的な共同研究・受託研究や、複数年度にまたがる共同研究・受託研究にも、中小企業等の要望に合わせて柔軟に対応する。 (ウ)「京都バイオ計測センター」の活用 バイオ・ライフサイエンス関連産業の育成等、研究開発の機能強化を図るため、地域産学官共同研究拠点である「京都バイオ計測センター」を積極的に活用する。
ウ 研究成果の普及と技術移転 研究開発の成果が、中小企業等で実用化・事業化等に活用されるよう、技術シーズや研究成果等を積極的に提供し、その普及や技術移転を図る。	ウ 研究成果の普及と技術移転 (ア)研究成果を活用する仕組みの構築 産技研の研究成果を中小企業等が広く活用する仕組みを構築し、研究開発の成果を迅速に技術移転して、実用化や事業化等の「技術の産業化」につなげる。 また、知的財産として確保・維持・活用していけるよう、知的財産管理ポリシーを作成(新規)するとともに、顧問

	弁理士等を活用（新規）する。 （イ）成果発表会等の開催 目の輝き成果発表会の充実等により，研究により得られた成果や知見を発表し，開発した技術や製品等を展示する機会の増加に努め，中小企業に研究成果の普及と技術移転を図る。 また，学会発表等を通じて，研究開発に係る成果を広く発信し，技術移転等に努める。 （ウ）刊行物の利用等 研究報告書やホームページ等の広報媒体を活用し，最新の研究成果や技術情報，産技研が提供するサービスを広く発信する。
（５）研究会活動 企業相互の技術交流や技術向上を目的に産技研に設置されている各種技術分野の研究会を通じて，業界のニーズを収集するとともに，研究成果の技術移転や新技術の情報提供等を実施する。 また，研究会の横断的活動を支援し，異業種の持つ技術の融合を図ることで新商品の開発や新事業の創出を促進させるとともに，異なる分野の技術者との活動を通じて，柔軟で幅広い視野を持った次代の京都産業を担う人材を育成する。	（５）研究会活動 ア 研究会活動を通じた産業界支援 伝統産業から先端産業まで各技術分野に設置された研究会の活動を通して，中小企業等が求める技術ニーズの把握や新技術の情報を提供し，研究成果の技術移転につなげる。 イ 研究会の横断的活動の支援 複数の研究会が共同して実施する試作事業や合同事業の活性化を図ることにより，京都産業の活性化を推進する。 また，若手技術者の技術交流に取り組み，高度で柔軟な発想を持った次代の京都産業を支える人材を育成する。
２ 新産業創出支援 中小企業等が行う新技術・製品開発や新産業創出の取組等について，公益財団法人京都高度技術研究所はもとより，京都商工会議所をはじめとする産業支援機関，大学等との連携を強化し，幅広い支援を実施するとともに，伝統産業と先端産業の技術を融合した新たな京都ブランドの創出や，伝統産業の新たな事業展開に向けた，積極的な支援を実施する。	２ 新産業創出支援
（１）知恵産業の推進 京都の伝統産業と先端産業の融合をより一層促進するため，関係機関とのネットワークを活かした効果的・効率的な連携を図る。これにより，それぞれの技術を活かした新たな京都ブランドの創出を加速する。 また，開発技術・新製品のマーケティング調査や市場分析等の情報提供を通じて，企業マッチングや新製品等の販路開拓を促進するとともに，将来の京都の中小企業等の技術面を支える人材を育成す	（１）知恵産業の推進 ア 新技術・新製品の開発促進 京都が持つ伝統技術と先端技術を融合させた新たな京都ブランドの創出や，新技術・新製品の開発を促進する。 イ 企業マッチングの促進 研究会に参画する中小企業等の得意技術・技能等の情報を集積した企業情報分析システムの情報や関係機関とのネットワークを効果的に活かし，企業マッチングを促進する。 ウ 新技術・新製品等の情報発信・販路開拓の強化 産技研の技術力の見える化の一環を担うショールーム

る。	の設置（新規）等，産技研における新技術・新製品の情報発信力を高めるとともに，首都圏での情報発信，販路開拓を支援する。 エ 人材育成 伝統産業分野における研修修了生を対象に，未来の担い手育成や，研修で習得した技術を活用した新たな市場への進出を支援していく。 また，関係機関で実施しているビジネス教育も活用することで，技術開発から市場展開までを一貫して担える人材を育成する。
（２）伝統産業分野への支援 日本を代表する伝統産業支援機関として，常に新たな視点を取り入れ，技術課題の解決，新製品開発に関する技術相談，海外を含めた販路拡大や新事業分野への進出を視野に入れた支援に取り組む。併せて，伝統産業技術後継者の育成による技術・技能の継承と練磨を行い，業界の発展を図る。	（２）伝統産業分野への支援 ア 技術課題の解決，新製品開発に関する技術相談 海外を含めた消費者のニーズ等，常に新たな視点を持つて関係機関との連携を推進するとともに，研究部門と知恵産業推進部門の連携を強化して，技術課題の解決，新製品開発に関する技術相談に取り組む。 イ 新たな展開に向けた技術支援 京都伝統産業の活性化を図るため，海外を含めた消費者のニーズ等，常に新たな視点を持って関係機関との連携を推進することにより，伝統産業製品の販路拡大や新事業分野への進出を視野に入れた技術支援に取り組む。 また，伝世品の保存修復を基にした新事業の創出支援等に取り組む。 ウ 伝統産業の技術者の育成 「１（３）イ 伝統産業の技術者の育成」のとおり。
（３）新成長分野への支援 新成長分野として，バイオ・ライフサイエンスやグリーンイノベーション，１２００年の歴史に培われた京都の伝統文化を基軸とした研究開発を行っていく。 また，ナノ加工技術等の得意技術や新たなものづくり技術を活用し，中小企業等の新製品創出，新たな事業展開への支援を行っていく。 さらに，大学や他の研究機関と連携し，産技研が培ってきたこれまでの基盤技術を基に，産学公連携による新事業の創出と新規成長分野への展開を支援することにより，今後の京都産業の発展につながる企業の成長を目指す。	（３）新成長分野への支援 ア バイオライフイノベーション事業の推進 「１（４）ア（イ） a バイオライフイノベーション事業」のとおり。 イ エコグリーンイノベーション事業の推進 「１（４）ア（イ） b エコグリーンイノベーション事業」のとおり。 ウ 京都高度伝統文化イノベーション事業の推進 「１（４）ア（イ） c 京都高度伝統文化イノベーション事業」のとおり。 エ 新事業創出の促進 バイオライフイノベーション事業，エコグリーンイノベーション事業，京都高度伝統文化イノベーション事業に加え，ナノ加工技術等，産技研の得意技術を活かした支援を実施することにより，中小企業等の新製品創出，新たな事業展開等を促進する。 オ「京都バイオ計測センター」の活用 「１（４）イ（ウ）「京都バイオ計測センター」の活用」のとおり。
３ 連携の推進 産技研が単独で実施する技術支援とともに，関係機関と連携を強化し，中小企業等に対する総合的な支援を進める。	３ 連携の推進

なお、支援に当たっては、単なる取り次ぎ役にとどまらず、中小企業等が有する技術を融合し、技術開発や製品開発を行う技術プロデューサーの役割を果たす。	
(1) 地域連携の推進 豊かな人材が集まる「知」が集積する地域である京都の強みを活かし、中小企業等に対する支援をより効果的に行えるよう、大学や産業支援機関等と実効性をもった連携を図る。 中でも、京都で育まれてきた学術とものづくり技術の継承・発展及び相互の人材の能力向上を図るため、京都工芸繊維大学や京都市立芸術大学をはじめとした市内の大学との連携を強化する。	(1) 地域連携の推進 ア 産業支援機関等との連携 中小企業等の様々な相談や課題の解決に応えるため、行政機関や京都商工会議所、公益社団法人京都工業会、金融機関等、多様な産業支援機関と連携し、お互いの強みを活かして支援する。 特に、公益財団法人京都高度技術研究所との連携については、京都型グローバルニッチトップ企業創出支援事業を活用するなど、中小企業等のニーズに的確に対応した支援施策の一体化を図る。 イ 大学との連携 中小企業等の新技術・製品開発や新分野への進出につながる研究開発等を行うため、京都大学等の市内の大学と連携して中小企業等を支援する。 特に、包括連携協定を締結している、京都工芸繊維大学との研究発表会などの研究交流等、及び京都市立芸術大学との伝世品の保存修復に関する共同研究等の取組を、より一層充実させる。
(2) 広域連携の推進 中小企業等に対する支援をより効果的に行うため、京都地域にとどまらず、大学や試験研究機関、業界団体、学術団体等と積極的かつ広域的な連携を進める。 特に、大学については、国内はもとより、海外の大学とも積極的な連携を図る。	(2) 広域連携の推進 ア 広域的な産業支援機関等との連携 中小企業等に対する支援をより効果的に行うため、京都市域の枠を超えて、試験研究機関や業界団体、学術団体、産業支援機関等との共同研究及び研究員の相互派遣等を実施する。 イ 広域的な大学との連携 大学については、中小企業等の事業展開がグローバル化している状況を踏まえ、国内外を問わず広範な連携に取り組む。
4 設備・機器の整備及び活用 多様化、高度化する中小企業等のニーズに的確に対応し、質の高いサービスを提供するため、設備・機器については、中長期的視点に立って、ニーズが高いものや研究開発に不可欠なものを整備・更新し、利用度を高める。 なお、機器の一層の整備充実に向けて、競争的資金等の外部資金の活用を図る。	4 設備・機器の整備及び活用 (1) 設備・機器の計画的な整備・更新 設備・機器については、中長期的視点に立って、ニーズが高いものや研究開発に不可欠なものを、設備・機器整備計画に基づき、計画的に整備・更新する。 (2) 保守点検 設備・機器については、老朽化等により試験環境への悪影響が及ぶことのないよう、精度を維持するために計画的に保守点検を行い、常に正常な状態で使用できるよう努める。 (3) 設備・機器の利活用向上の推進 機器利用講習会の開催や、設備・機器を利用するサービ

	スの積極的なPR・周知を実施する。 (4)外部資金の活用 設備・機器の整備に当たっては、国や公益財団法人等の外部資金を活用し、一層の充実を図る。
5 情報発信・情報収集の強化 産技研をより一層活用してもらうため、ホームページや研究成果発表会等、多様な手段を用いて、中小企業等が求める情報の発信や分かりやすい広報を積極的に行う。また、その際にも、中小企業等のニーズの把握に努め、研究や支援に活かしていく。 さらに、技術開発やものづくりの重要性、産技研の成果に対する市民の理解を深めるため、誰にも分かりやすい広報活動や市民との交流を積極的に展開する。 特に、次世代を担う子供たちに京都で培われた産業技術に対する関心を持たせるための取組を積極的に進める。	5 情報発信・情報収集の強化 (1)中小企業等に対する情報発信・情報収集 技術支援や研究開発に係る成果事例集の充実やホームページの刷新、目の輝き成果発表会の充実、研究成果発表会の開催、広報宣伝活動の強化により、中小企業等が求める情報を分かりやすく伝え、産技研のより一層の利用促進を図るとともに、あわせて研究や支援に活かすため、中小企業等のニーズの把握に努める。 また、平成28年の100周年を機に、中小企業等や市民に広く産技研に対する理解を促進するとともに、新たな中小企業等の利用促進につなげるため、記念事業（新規）を実施する。 (2)研究成果の発表 学会発表等を通じて、研究開発の成果を広く発信し、技術移転等に努める。 (3)市民に対する情報発信 次世代を担う市内の小中高校生等を対象とした出前授業（新規）を実施するなど、産技研が開発した得意技術・固有技術の分かりやすい広報啓発活動に努め、市民の理解を深める。 (4)新技術・新製品の情報発信力の強化等 「2（1）ウ 新技術・新製品等の情報発信・販路開拓の強化」のとおり。
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 産技研は、地方独立行政法人の特長を最大限活かした制度設計を行い、自主・自律的な業務運営の下、経営感覚も取り入れた組織運営の改善や業務改善を図っていく。	第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 組織運営の改善 産技研の設立目的や中期目標の達成に向け、予算や人員の戦略的な配分・配置を行うとともに、意思決定の迅速化により、効率的、効果的な組織運営を図る。 社会経済状況や中小企業等のニーズなど、産技研を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するとともに、将来を見据えた戦略的な組織・体制を構築する。	1 組織運営の改善
(1) 組織・体制の強化拡大 企画情報部門、研究部門、知恵産業推	(1)組織・体制の強化拡大 ア 中長期的な視点からの組織・体制の整備

進部門の機能を強化するとともに、各々が実効性をもった連携を行うことにより、産技研全体の組織・体制の強化を図る。 特に、企画情報部門は、法人運営の要として、経営企画面や業務調整面の機能強化を行う。また、研究部門や知恵産業推進部門は、緊急性や重要度の高い課題を迅速に推進できるよう、機動的かつ柔軟な組織編成を行う。	限られた経営資源（人材、資金）の中で、社会経済状況や中小企業等のニーズの変化に対応すべく、より戦略的な組織運営が可能となるよう、中長期的な視点に立って組織の強化を図る。 イ 企画情報部門の強化 地方独立行政法人の自主的・自律的な経営判断に基づく事業運営が可能となるよう、経営企画室を設置（新規）し、経営企画機能、顧客サービス向上機能及び知財戦略等の法務機能を強化する。これにより、評価委員会の評価・意見等を迅速・的確に事業・予算・人員計画に反映し、経営資源の適正な配分を行う。 ウ 研究部門、知恵産業推進部門の強化 事業の実施主体である研究部門、知恵産業推進部門は、将来の技術を見据えつつ、中小企業等のニーズを的確に捉え対応できるよう、研究戦略機能の強化や横断的なプロジェクトチームの設置等、必要に応じて機動的かつ柔軟な組織編成を行う。
（２）職員の確保・育成 柔軟かつ多様な人材確保の方法を取り入れ、優秀な人材を計画的に確保する。 また、職員の意識改革を図り、研究能力はもとより、先見性、優れた感性を備え、マネジメント力や技術プロデュース力を持った人材を育成する。 さらに、研究開発等の拡充に向けて、機動的かつ多様な人材の確保を図る。 なお、効率的・自律的な業務運営に向けて、運営状況を勘案しながら事務職員のプロパー化を計画的に進める。	（２）職員の確保・育成 ア 職員の確保 （ア）計画的な職員の確保 事業活動の要となる研究員が事業の成否を左右することから、中長期的視点から優秀な人材を計画的に採用する。 （イ）柔軟かつ多様な職員の確保 職員の確保に当たっては、高度な専門性等を有するフェローの採用（新規）や、中小企業等のニーズやプロジェクトの期間に合わせた研究補助員の採用（新規）等、柔軟かつ多様な方法を取り入れる。 （ウ）事務職員のプロパー化 法人の自主的・自律的な組織運営に必要な事務職員を計画的に採用し、プロパー化を進める。 イ 職員の育成 （ア）計画的な職員の育成 職員の育成については、能力開発の道筋を明らかにするとともに中長期的視点から職員の資質・能力の向上を図る。 （イ）研究成果の発表 研究成果の学会発表等を通じて、情報発信はもとより研究開発能力の向上を図る。 （ウ）関係機関への派遣 大学、研究機関等へ職員を派遣し、職員の研究開発能力、技術支援能力の一層の向上を図る。また、行政機関等へ職

	員を派遣し、職員の業務運営能力、組織管理能力の一層の向上を図る。
(3) 技術の継承 長年培ってきた産技研が保有する得意技術や固有技術の継承・発展を促進するため、計画的な職員の採用を行うとともに、チーム制を核とした体制の中で、技術の継承を行う。 加えて、OB職員等が持つ蓄積された技術の有効活用を図る。	(3) 技術の継承 ア チーム制による技術継承 産技研が保有する得意技術や固有技術を継承し、さらに発展させていくため、チーム単位で計画的に職員を確保・育成する。 イ OB職員等の活用 長年、産技研の技術を支えてきたOB職員等を柔軟に採用し、技術の継承・発展・有効活用につなげる。
2 業務の評価・検証 各業務の目的に沿って、地域特性を踏まえた京都ならではの評価軸を設定し、定期的にその実績を把握して達成状況を検証し、業務改善につなげる。	2 業務の評価・検証 (1) 業務実績評価の実施 京都の地域特性を踏まえた評価項目や評価軸に沿って、P (Plan), D (Do), C (Check), A (Act)の流れによる業務執行を実施する。 (2) 評価・アンケート結果の反映 提供する各種サービスの質の向上に向けて、評価結果や中小企業等へのアンケート結果を、業務改善に活かしていく。 (3) インセンティブ制度の導入 頑張ったことが報われるよう、めざましい業績をあげた職員に対する顕彰制度の創設（新規）等、インセンティブ制度を導入する。
第4 財務内容の改善に関する事項 産技研は、運営費交付金を効果的・効率的に活用するとともに、自主的・自律的な運営に向けて運営費交付金以外の収入の確保を図り、財務内容の改善に取り組む。 なお、京都市は、産技研が公的な産業支援機関としての使命を果たせるよう、業務遂行に必要な運営費交付金を確保する。	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 経費の効果的・効率的な執行 計画的かつ適切に法人業務を行うため、中期計画の予算を作成し、予算の弾力的かつ効果的な執行を行う。 また、職員のコスト意識を醸成するとともに、組織運営の効率化、予算の効率的な執行、契約方法の改善等により、経費の節減を図る。 なお、経費の節減に当たっては、利用者へのサービスの質を低下させることのないよう留意する。	1 経費の効果的・効率的な執行 (1) 予算の弾力的かつ効果的な執行 地方独立行政法人の特性を十分に踏まえ、弾力的かつ効果的な予算執行を行う。 (2) 経費の節減 会計制度に関する研修の実施等により、職員のコスト意識を醸成するとともに、アウトソーシングの導入や委託業務内容の見直し、複数年契約の導入等、事務処理の簡素化等を進め、経費の節減に努める。
2 収入の確保 法人業務の一層の充実に向けて、自己収入を増加させるなど、運営費交付金以	2 収入の確保 (1) 自己収入の確保

外の収入の確保を図る。	ア サービス利用者の増加 中小企業等のニーズに基づいた設備・機器の整備に努め、利便性の向上や情報発信・PR等により、利用者を増加させ、自己収入の確保を図る。 イ 適正な料金設定 設備・機器の利用料金は、企業ニーズ等を踏まえ、適正な料金設定となるよう、必要に応じて見直しを行う。 (2)外部資金の有効活用 国や公益財団法人等の外部資金を積極的に活用する。
3 サービス向上等に向けた剰余金の有効活用 産技研の経営努力によって生じた剰余金について、研究開発やサービスの向上等、使途に関する方針を策定し、有効に活用する仕組みを構築する。	3 サービス向上等に向けた剰余金の有効活用 経営努力によって生じた剰余金については、中小企業支援、研究開発の充実・強化、施設・設備機器の整備及び組織運営の改善等、法人の円滑な業務運営のために充当するとともに、計画性をもって有効に活用する。
第5 その他業務運営に関する重要事項	第4 その他業務運営に関する重要事項の目標を達成するためにとるべき措置
1 法令遵守の徹底 法令遵守はもとより、市民から疑惑や不信を招くことのないよう、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保する。 また、法令遵守等に関して、確実な実施に向けた仕組み・体制の整備を行う。	1 法令遵守の徹底 (1)行動指針・行動基準の策定・遵守 法令の遵守はもとより、公的機関に従事する職員として、市民から疑念や不信を抱かれることのないよう、行動指針・行動基準を定め、これを遵守する。 (2)組織的な取組 法令遵守については、職員に対する研修を計画的・継続的に実施するとともに、独自のコンプライアンス方針を策定（新規）するなど、確実な実施に向けた仕組み・体制の整備を行う。
2 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 職員の守秘義務と組織としての秘密保持を徹底し、個人情報、企業情報等、職務上知り得た秘密について、適切な管理を行い、漏えい防止策を講ずる。 また、市民に開かれた研究機関として、積極的な情報の公開及び提供を行い、説明責任を果たす。	2 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 (1)情報セキュリティ管理 職員が職務上知り得た秘密事項については、情報管理を徹底するとともに、情報漏洩が発生しないよう、京都市個人情報保護条例に基づき、情報セキュリティポリシーの策定等、対策を講じる。 (2)情報公開 産技研の事業内容や組織運営状況については、地方独立行政法人法や京都市情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページ等を通じて適切に情報を公開・提供する。
3 環境・安全衛生マネジメントの徹底 利用者が安全で快適に利用できるとともに、職員が安全な環境で業務に従事することができるよう、事故発生の防止に向けて、安全対策の徹底を図る。	3 環境・安全衛生マネジメントの徹底 (1)環境管理 業務運営に際しては、環境に与える影響について、化学物質や産業廃棄物の適切な管理と処分等、環境負荷に配慮した環境マネジメントシステムを確立する。 (2)安全衛生管理 安全衛生管理関連法令に基づいた管理体制を確立し、職

	員の健康の確保に努める。 (3) 安全対策 職員が安全で快適な環境において業務が従事できるよう十分配慮するとともに、事故や災害発生時の対応策をマニュアル化し、適切な対応がとれるよう定期的な訓練を実施する。																																				
4 施設及び設備・機器の維持管理 施設及び設備・機器の適切な維持・保守管理を行うことにより、経費の節減に努める。 特に、施設については、計画的に大規模改修を行い、長寿命化を図っていく。	4 施設及び設備・機器の維持管理 施設及び設備・機器の適切な維持・保守管理を行うとともに、施設については中長期の保全計画を策定し、計画的でこまめな改修を行っていくことにより長寿命化に努め、長期間トータルでの管理運営費節減を図る。																																				
	第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 予算（人件費の見積りを含む。） 平成26年度～平成29年度 予算 (単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td><td></td></tr> <tr> <td> 運営費交付金</td><td>3,867</td></tr> <tr> <td> 施設整備費補助金</td><td>261</td></tr> <tr> <td> 自己収入</td><td>473</td></tr> <tr> <td> 事業収入</td><td>155</td></tr> <tr> <td> 受託研究等収入</td><td>167</td></tr> <tr> <td> 補助金収入</td><td>34</td></tr> <tr> <td> 雑収入</td><td>117</td></tr> <tr> <td>計</td><td>4,601</td></tr> <tr> <td>支出</td><td></td></tr> <tr> <td> 業務費</td><td>3,213</td></tr> <tr> <td> 技術研究経費</td><td>287</td></tr> <tr> <td> 受託研究等研究経費</td><td>169</td></tr> <tr> <td> 職員人件費</td><td>2,757</td></tr> <tr> <td> 施設整備費</td><td>295</td></tr> <tr> <td> 一般管理費</td><td>984</td></tr> <tr> <td>計</td><td>4,492</td></tr> </tbody> </table> [人件費の見積り] 中期計画期間中総額 2,757 百万円を支出する。(退職金は除く。) ※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。 ※ 雑収入には、京都市から引き継ぐ「山本文二郎漆科学研究基金」100百万円及び「松井悦造研究基金」9百万円を含む。 ※ 退職手当については、地方独立行政法人京都市産業技術研究所が定める規定に基づき所定金額を支給するが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。	区分	金額	収入		運営費交付金	3,867	施設整備費補助金	261	自己収入	473	事業収入	155	受託研究等収入	167	補助金収入	34	雑収入	117	計	4,601	支出		業務費	3,213	技術研究経費	287	受託研究等研究経費	169	職員人件費	2,757	施設整備費	295	一般管理費	984	計	4,492
区分	金額																																				
収入																																					
運営費交付金	3,867																																				
施設整備費補助金	261																																				
自己収入	473																																				
事業収入	155																																				
受託研究等収入	167																																				
補助金収入	34																																				
雑収入	117																																				
計	4,601																																				
支出																																					
業務費	3,213																																				
技術研究経費	287																																				
受託研究等研究経費	169																																				
職員人件費	2,757																																				
施設整備費	295																																				
一般管理費	984																																				
計	4,492																																				

2 収支計画

平成26年度～平成29年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	4,953
経常費用	4,932
業務費	4,197
技術研究経費	287
受託研究等研究経費	169
職員人件費	2,757
一般管理費	984
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	735
臨時損失	21
収入の部	4,953
経常収益	4,932
運営費交付金収益	3,867
事業収入	155
受託研究等収入	167
補助金収入	0
財務収益	7
雑益	1
資産見返負債戻入	735
資産見返運営費交付金等戻入	0
資産見返補助金等戻入	125
資産見返物品受贈額戻入	610
臨時収益	21

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

3 資金計画

平成26年度～平成29年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	4,601
業務活動による支出	4,197
投資活動による支出	295
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	109
資金収入	4,601
業務活動による収入	4,594
運営費交付金収入	3,867
事業収入	155
受託研究等収入	167
補助金等収入	295
その他収入	110
投資活動による収入	0
財務活動による収入	7
前期中期目標期間からの繰越金	0

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

※ その他収入には、京都市から引き継ぐ「山本文二郎

	漆科学研究基金」１００百万円及び「松井悦造研究基金」９百万円を含むが、当該基金は中期目標期間を超えて繰り越す予定である。
	第６ 短期借入金の限度額
	１ 短期借入金の限度額 ３億円
	２ 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に借入れの必要が生じるため。
	第７ 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし。
	第８ 第７に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし。
	第９ 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合、中小企業支援及び研究開発の充実・強化、施設・設備機器の整備及び組織運営の改善等、法人の円滑な業務運営に充てる。
	第１０ その他市の規則で定める業務運営に関する事項
	１ 施設及び設備に関する計画 第４の４「施設及び設備・機器の維持管理」に記載のとおり。
	２ 人事に関する計画 第２の１の（２）「職員の確保・育成」に記載のとおり。
	３ 中期目標の期間を超える債務負担 なし。
	４ 積立金の処分に関する計画 なし。
	第１１ 数値目標 中期計画の推進を通じて達成すべき具体的な数値目標として、次の項目を掲げる。

1 産業支援機関としての強みを確立するために取り組む項目（8項目）				
頁	中期計画項目	数値目標設定項目	目標値	単年度目標値
P. 2	第 1 1(1) 技術相談	無料指導件数	35,464 件	6,820 件⇒ 8,866 件 (30%増)
P. 4	第 1 1(4) 研究開発	外部資金応募・ 継続 合計件数	48 件	10 件⇒12 件 (20%増)
		共同研究・受託 研究, 外部資金 (単独除く) 応募・継続件数	88 件	20 件⇒22 件 (10%増)
		産技研単独での 業界向け成果発 表件数	216 件	49 件⇒54 件 (10%増)
P. 5	第 1 1(5) 研究会活 動	複数の研究会に よる横断的活動 件数	112 件	23 件⇒28 件 (20%増)
P. 5	第 1 2(1) 知 恵 産 業 の推進	知恵関連補助金 申請件数	20 件	4 件⇒5 件 (25%増)
		企業等マッチン グ件数	200 件	40 件⇒50 件 (25%増)
P. 7	第 1 4(4) 外 部 資 金 の活用	設備利用件数	1,048 件	218 件 ⇒ 262 件 (20%増)
2 課題を克服するために取り組む項目（6項目）				
頁	中期計画項目	数値目標設定項目	目標値	単年度目標値
P. 2	第 1 1(1) 技術相談	研究員派遣制度 利用件数	52 件	11 件⇒13 件 (20%増)
P. 7	第 1 3(2) 広域連携の 推進	連 携 事 例 件 数 (地域・広域合 計)	364 件	76 件⇒91 件 (20%増)
P. 8	第 1 5(1) 中小企業等 に対する情 報発信・情 報収集	産 技 研 N e w s ・ ち え の お 配 布件数	21,120 件	4,400 件 ⇒ 5,280 件 (20%増)
P. 8	第 1 5(3) 市民対す る情報発信	市民向け情報発 信件数	136 件	28 件⇒34 件 (20%増)

	P. 8	第 1 5(4) 新技術・新 製品の情報 発信力の強 化等	見学者数	1, 652 人	344 人⇒413 人 (20%増)
			産技研単独での 業界向け成果発 表件数 (再掲)	216 件	49 件⇒54 件 (10%増)
※ 上記以外の項目については、現状水準を確保する。					
※ 1 京都市新価値創造ビジョン 京都市基本計画の産業観光に関する 分野別計画の 1 つ。企業や従業者の利 益の拡大，雇用の場の確保等，京都経 済の活性化を目的とする。 ※ 2 京都市伝統産業活性化推進計画 京都市基本計画の産業観光に関する 分野別計画の 1 つ。京都の伝統産業の 活性化を目的とする。 ※ 3 平成 2 8 年に発足 1 0 0 周年 陶磁器部門の前身である京都市陶磁 器試験所の発足まで遡ると明治 2 9 年 になるが，ここでは産技研の前身の一 つである京都市染織試験場の 大正 5 年 設立から起算している。					

地方独立行政法人京都市産業技術研究所 中期計画（最終案）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条の規定に基づき、京都市長から指示を受けた平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間における地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「産技研」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を、以下のとおり定める。

産技研はその前身から100年^{※1}にわたり、京都市の産業政策の一翼として、京都のものづくり産業の発展を技術面から支えてきた。産技研は、これからも京都市が策定した「京都市産業技術研究所整備基本構想」から「京都技術フロンティア2012」に至る姿勢を変えることなく、「京都のものづくり文化の優れた伝統を継承し、発展させ、新しい時代の感性豊かで先進的な産業技術を創造する」使命を果たしていく。

中期計画では、地方独立行政法人の特長を最大限活かして、自主・自律的な組織運営の下、公的な産業支援機関として確保された運営費交付金と自己収入の増加等の経営努力によって生み出された剰余金を有効に活用することで、これまで以上に技術指導や研究開発の柔軟で機動的な事業展開を行っていく。新たに打ち出した技術支援や新産業創出支援は将来の京都技術を見据えた次なる100年の出立に相応しい事業展開であり、その第一歩となる第1期中期計画を確実に実践することで、京都のものづくり中小企業の技術支援をさらに拡充していく。

※1 100年

産技研は平成28年に発足100周年を迎える。陶磁器部門の前身である京都市陶磁器試験所の発足まで遡ると明治29年になるが、ここでは産技研の前身の一つである京都市染織試験場の、大正5年設立から起算している。

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 企業活動の技術支援

(1) 技術相談

ア 気軽に技術相談ができる仕組みの構築

研究チームや研究員の研究内容と保有技術が分かる「研究チームマップ」・「研究員マップ」・「技術シーズ集」の作成（新規）や、総合相談窓口の設置（新規）受付窓口の機能強化等、中小企業等が気軽に技術相談に来所できる仕組みを構築し、中小企業等のより一層の利用を促進する。

イ 課題解決に向けた下支えの強化

依頼者に既成事実や知識を単に伝達するだけでなく、課題解決の糸口を具体的に指導し、その解決を図り、中小企業等の技術の下支えとなる技術相談を強化する。

また、産技研内での技術相談にとどまらず、生産現場での支援が必要な場合にも対応していくため、研究員派遣指導制度をより充実し、活用されるよう周知するとともに、職員が現場に出向き、中小企業等に密着した支援を行う。

ウ 満足度アンケートの実施

技術相談が課題解決にどのように役立ったかなど、定期的に利用者への満足度アンケートを実施（新規）し、継続的なサービスの質の向上に活用する。

(2) 試験・分析

ア 機器・設備の更新等

高度化する製品開発に伴って必要となる品質評価に関するニーズに対応するため、計画的に機器・設備の更新や保守・校正等により性能を維持することで、客観的かつ正確な信頼性の高い試験・分析結果を提供する。

イ 利便性の向上

汎用性が高い分析評価機器を揃えた迅速分析評価室を設置（新規）するなど、試験・分析や技術相談の初期対応のスピードアップを図り、中小企業等の利用者の利便性の向上を図る。

ウ 試験・分析依頼への柔軟な対応等

中小企業等のニーズに応じて、試験・分析や技術相談に柔軟に対応するほか、JIS等の規定に基づかない個別の試験の要望に柔軟に応えるため、オーダーメイド試験を拡充する。

エ 課題解決に向けた下支えの強化

産技研の得意技術・固有技術を活かして、試験結果等から導き出された課題解決のための糸口を具体的に指導し、中小企業等の技術の下支えとなる試験・分析を強化する。

(3) 人材育成

ア 中小企業等の技術者の育成

中小企業等の技術者を受け入れ、実際の試験や研究を通してトレーニングするO・R・T事業等を活用し、ものづくり分野で求められる高度かつ専門的な技術・知識に関する研修を行い、中小企業等の技術者を育成する。

また、研究員派遣指導制度をより充実し、活用されるよう周知することで、研究員が企業の生産現場に出向く機会を増やし、現場での技術指導を通じて中小企業等の技術者を育成する。

イ 伝統産業の技術者の育成

伝統産業分野における研修は、産技研が開発した材料や固有技術を生かし、科学・技術・技能が三位一体となった内容で、基礎研修から応用研修、さらには新商品の企画・立案までを計画的に体系立てて行う。

また、技術の修得が実際の雇用に結びつくよう、世に出る伝産技術セミナーの拡充等に取り組む。

(4) 研究開発

ア 戦略的な研究開発の推進

(ア) 研究開発の計画的実施

中小企業等のニーズや京都市の産業振興施策、市場動向等を的確に把握し、カルティヴェイション研究やパイロット研究等、基礎的な研究から事業化・製品化につながる研究開発までを計画的に実施する。

(イ) 重点研究開発分野の強化

将来、成長が予想される分野や中小企業等の下支えとなる分野の研究開発を重点分野に位置づけ、予算、人員を優先的に配分する。そして、それぞれの研究成果を活用した新技術・新製品を創出し、新たな市場を獲得して京都経済の活性化を図る。

<重点分野>

a バイオライフイノベーション事業

産技研の強みであるバイオを基軸として、「食品・生活」をテーマとする新素材の開発や分析・評価技術の確立を中心とした研究に取り組む。

・平成26年度重点事業 「清酒酵母性能評価システムの開発 ―呑み方提案型酵母の開発―
(～平成29年度) 発一」

b エコグリーンイノベーション事業

得意分野である省エネ・省資源につながる材料等の開発技術を活かして、「環境・エネルギー」をテーマとする新素材の開発や分析技術の確立を中心とした研究に取り組む。

-
- ・平成26年度重点事業 「グリーン IT による CO2 削減に貢献する大型・高精細有機 EL ディスプレイ製造技術イノベーションのための低熱膨張金属材料マスク製造に関する基盤技術の開発」

c 京都高度伝統文化イノベーション事業

伝統産業技術を伝統産業業界にとどめることなく、伝世品の保存修復をはじめとした新たな事業分野へ展開するとともに、若手技術者に対する販路開拓等の支援を行う。

- ・平成26年度重点事業 「三次元デジタイザ等の新規機器を用いた文化財修復研究及び（～平成29年度）商品開発への展開」

d 下支え強化事業

中小企業等における製造工程や研究開発の過程で必要となる分析評価技術の高度化や、~~不良対策~~、~~品質向上~~、~~生産効率の向上~~、~~環境調和~~等の課題を解決し、事業化・製品化を後押しすることにより、中小企業等の下支えを行う。

- ・平成26年度重点事業 「特定芳香族アミンをはじめとする繊維製品に含まれる物質の（～平成29年度）法規制への対応」

(ウ) 実用化の推進

産技研の技術が、これまで以上に広く世の中に活用されることを目指して、得意技術・固有技術を活かして環境負荷の低減につなげるセルロースナノファイバーを用いたグリーン高機能製品の実用化開発や、新たな高放熱性セラミックス基板材料の開発等に取り組む。

(エ) 外部資金の活用

国や公益財団法人等が実施する競争的研究事業を積極的に活用し、事業化・産業化が期待される研究開発や、これから進展する研究開発を更に充実させる。

イ 共同研究等

(ア) 共同研究・受託研究の提案・実施等

共同研究や受託研究を積極的に提案・実施し、大学や中小企業等との連携を強化するとともに、これまでの研究開発成果を活かし、技術面で、中小企業等の海外展開や国際競争力の強化に貢献する。

(イ) 共同研究・受託研究への柔軟な対応

中小企業等のニーズに応えるため、迅速な意思決定と柔軟に研究に対応できる研究の着手ができる体制を構築するとともに、突発的な共同研究・受託研究や、複数年度にまたがる共同研究・受託研究にも、中小企業等の要望に合わせて柔軟に対応する。

(ウ)「京都バイオ計測センター」の活用

バイオ・ライフサイエンス関連産業の育成等、研究開発の機能強化を図るため、地域産学官共同研究拠点である「京都バイオ計測センター」を積極的に活用する。

ウ 研究成果の普及と技術移転

(ア) 研究成果を活用する仕組みの構築

産技研の研究成果を中小企業等が広く活用する仕組みを構築し、研究開発の成果を迅速に技術移転して、実用化や事業化等の「技術の産業化」につなげる。

また、知的財産として確保・維持・活用していけるよう、知的財産管理ポリシーを作成（新規）するとともに、顧問弁理士等を活用（新規）する。

(イ) 成果発表会等の開催

目の輝き成果発表会の充実等により、研究により得られた成果や知見を発表し、開発した技術や製品等を展示する機会の増加に努め、中小企業に研究成果の普及と技術移転を図る。

また、学会発表等を通じて、研究開発に係る成果を広く発信し、技術移転等に努める。

(ウ) 刊行物の利用等

研究報告書やホームページ等の広報媒体を活用し、最新の研究成果や技術情報、産技研が提供するサービスを広く発信する。

(5) 研究会活動

ア 研究会活動を通じた産業界支援

伝統産業から先端産業まで各技術分野に設置された研究会の活動を通して、中小企業等が求める技術ニーズの把握や新技術の情報を提供し、研究成果の技術移転につなげる。

イ 研究会の横断的活動の支援

複数の研究会が共同して実施する試作事業や合同事業の活性化を図るに寄与することにより、京都産業の活性化を推進する。

また、若手技術者の技術交流に取り組み、高度で柔軟な発想を持った次代の京都産業を支える人材を育成する。

2 新産業創出支援

(1) 知恵産業の推進

ア 新技術・新製品の開発促進

京都が持つ伝統技術と先端技術を融合させた新たな京都ブランドの創出や、新技術・新製品の開発を促進する。

イ 企業マッチングの促進

研究会に参画する中小企業等の得意技術・技能等の情報を集積した企業情報分析システムの情報や関係機関とのネットワークを効果的に活かし、企業マッチングを促進する。

ウ 新技術・新製品等の情報発信・販路開拓の強化

産技研の技術力の見える化の一環をも担うショールームの設置（新規）等、産技研における新技術・新製品の情報発信力を高めるとともに、首都圏での情報発信、販路開拓を支援する。

エ 人材育成

伝統産業分野における研修修了生を対象に、未来の担い手育成や、研修で習得した技術を活用した新たな市場への進出を支援していく。

また、関係機関で実施しているビジネス教育も活用することで、技術開発から市場展開までを一貫して担える人材を育成する。

（2）伝統産業分野への支援

ア 技術課題の解決、新製品開発に関する技術相談

海外を含めた消費者のニーズ等、常に新たな視点を持って関係機関との連携を推進するとともに、研究部門と知恵産業推進部門の連携を強化して、技術課題の解決、新製品開発に関する技術相談に取り組む。

イ 新たな展開に向けた技術支援

京都伝統産業の活性化を図るため、海外を含めた消費者のニーズ等、常に新たな視点を持って関係機関との連携を推進することにより、伝統産業製品の販路拡大や新事業分野への進出を視野に入れた技術支援に取り組む。

また、伝世品の保存修復を基にした新事業の創出支援等に取り組む。

ウ 伝統産業の技術者の育成

「1（3）イ 伝統産業の技術者の育成」のとおり。

（3）新成長分野への支援

ア バイオライフイノベーション事業の推進

「1（4）ア（イ）a バイオライフイノベーション事業」のとおり。

イ エコグリーンイノベーション事業の推進

「1（4）ア（イ）b エコグリーンイノベーション事業」のとおり。

ウ 京都高度伝統文化イノベーション事業の推進

「1（4）ア（イ）c 京都高度伝統文化イノベーション事業」のとおり。

エ 新事業創出の促進

バイオリファイノベーション事業、エコグリーンイノベーション事業、京都高度伝統文化イノベーション事業に加え、ナノ加工技術等、産技研の得意技術を活かした支援を実施することにより、中小企業等の新製品創出、新たな事業展開等を促進する。

オ 「京都バイオ計測センター」の活用

「1（4）イ（ウ）「京都バイオ計測センター」の活用」のとおり。

3 連携の推進

（1）地域連携の推進

ア 産業支援機関等との連携

中小企業等の様々な相談や課題の解決に応えるため、行政機関や京都商工会議所、公益社団法人京都工業会、金融機関等、多様な産業支援機関と連携し、お互いの強みを活かして支援する。

特に、公益財団法人京都高度技術研究所との連携については、京都型グローバルニッチトップ企業創出支援事業を活用するなど、中小企業等のニーズに的確に対応した支援施策の一体化を図る。

イ 大学との連携

中小企業等の新技術・製品開発や新分野への進出につながる研究開発等を行うため、京都大学等の市内の大学と連携して中小企業等を支援する。

特に、包括連携協定を締結している、京都工芸繊維大学との研究発表会などの研究交流等、及び京都市立芸術大学との伝世品の保存修復に関する共同研究等の取組を、より一層充実させる。

（2）広域連携の推進

ア 広域的な産業支援機関等との連携

中小企業等に対する支援をより効果的に行うため、京都市域の枠を超えて、試験研究機関や業界団体、学術団体、産業支援機関等との共同研究及び研究員の相互派遣等を実施する。

イ 広域的な大学との連携

大学については、中小企業等の事業展開がグローバル化している状況を踏まえ、国内外を問わず広範な連携に取り組む。

4 設備・機器の整備及び活用

（1）設備・機器の計画的な整備・更新

設備・機器については、中長期的視点に立って、ニーズが高いものや研究開発に不可欠なものを、設備・機器整備計画に基づき、計画的に整備・更新する。

(2) 保守点検

設備・機器については、老朽化等により試験環境への悪影響が及ぶことのないよう、精度を維持するために計画的に保守点検を行い、常に正常な状態で使用できるよう努める。

(3) 設備・機器の利活用向上の推進

機器利用講習会の開催や、設備・機器を利用するサービスの積極的なPR・周知を実施する。

(4) 外部資金の活用

設備・機器の整備に当たっては、国や公益財団法人等の外部資金を活用し、一層の充実を図る。

5 情報発信・情報収集の強化

(1) 中小企業等に対する情報発信・情報収集

技術支援や研究開発に係る成果事例集の充実・発刊やホームページの刷新・充実、目の輝き成果発表会の充実、研究成果発表会の開催、広報宣伝活動の強化により、中小企業等が求める情報を分かりやすく伝え、産技研のより一層の利用促進を図るとともに、あわせて研究や支援に活かすため、中小企業等のニーズの把握に努める。

また、平成28年の100周年を機に、中小企業等や市民に広く産技研に対する理解を促進するとともに、新たな中小企業等の利用促進につなげるため、記念事業（新規）を実施する。

(2) 研究成果の発表

学会発表等を通じて、研究開発の成果を広く発信し、技術移転等に努める。

(3) 市民に対する情報発信

次世代を担う市内の小中高校生等を対象とした出前授業（新規）広報活動を新たに実施するなど、産技研が開発した得意技術・固有技術の分かりやすい広報啓発活動に努め、市民の理解を深める。

(4) 新技術・新製品の情報発信力の強化等

「2（1）ウ 新技術・新製品等の情報発信・販路開拓の強化」のとおり。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善

(1) 組織・体制の強化拡大

ア 中長期的な視点からの組織・体制の整備

限られた経営資源（人材、資金）の中で、社会経済状況や中小企業等のニーズの変化に対応すべく、より戦略的な組織運営が可能となるよう、中長期的な視点に立って組織の強化を図る。

イ 企画情報部門の強化

地方独立行政法人の自主的・自律的な経営判断に基づく事業運営が可能となるよう、経営企画室を設置（新規）し、経営企画機能、顧客サービス向上機能及び知財戦略等の法務機能を強化する。これにより、評価委員会の評価・意見等を迅速・的確に事業・予算・人員計画に反映し、経営資源の適正な配分を行う。

ウ 研究部門、知恵産業推進部門の強化

事業の実施主体である研究部門、知恵産業推進部門は、将来の技術を見据えつつ、中小企業等のニーズを的確に捉え対応できるよう、研究戦略機能の強化や横断的なプロジェクトチームの設置等、必要に応じて機動的かつ柔軟な組織編成を行う。

(2) 職員の確保・育成

ア 職員の確保

(ア) 計画的な職員の確保

事業活動の要となる研究員が事業の成否を左右することから、中長期的視点から優秀な人材を計画的に採用する。

(イ) 柔軟かつ多様な職員の確保

職員の確保に当たっては、高度な専門性等を有するフェローの採用（新規）や、中小企業等のニーズやプロジェクトの期間に合わせた、フェロー、研究補助員の採用（新規）等、柔軟かつ多様な方法を取り入れる。

(ウ) 事務職員のプロパー化

法人の自主的・自律的な組織運営に必要な事務職員を計画的に採用し、プロパー化を進める。

イ 職員の育成

(ア) 計画的な職員の育成

職員の育成については、能力開発の道筋を明らかにするとともに中長期的視点から職員の資質・能力の向上を図る。

(イ) 研究成果の発表

研究成果の学会発表等を通じて、情報発信はもとより研究開発能力の向上を図る。

(ウ) 関係機関への派遣

大学、研究機関等へ職員を派遣し、職員の研究開発能力、技術支援能力の一層の向上を図る。また、行政機関等へ職員を派遣し、職員の業務運営能力、組織管理能力の一層の向上を図る。

(3) 技術の継承

ア チーム制による技術継承

産技研が保有する得意技術や固有技術を継承し、さらに発展させていくための継承・発展を途絶えさせないよう、チーム単位で計画的に職員を確保・育成する。

イ OB職員等の活用

長年、産技研の技術を支えてきたOB職員等を柔軟に採用し、技術の継承・発展・有効活用につなげる。

2 業務の評価・検証

(1) 業務実績評価の実施

京都の地域特性を踏まえた評価項目や評価軸に沿って、P (Plan)、D (Do)、C (Check)、A (Act) の流れによる業務執行を実施する。

(2) 評価・アンケート結果の反映

提供する各種サービスの質の向上に向けて、評価結果や中小企業等へのアンケート結果を、業務改善に活かしていく。

(3) インセンティブ制度の導入

頑張ったことが報われるよう、めざましい業績をあげた職員に対する顕彰制度の創設（新規）等、インセンティブ制度を導入する。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 経費の効果的・効率的な執行

(1) 予算の弾力的かつ効果的な執行

地方独立行政法人の特性を十分に踏まえ、弾力的かつ効果的な予算執行を行う。

(2) 経費の節減

会計制度に関する研修の実施等により、職員のコスト意識を醸成するとともに、アウトソーシングの導入や委託業務内容の見直し、複数年契約の導入等、事務処理の簡素化等を進め、経費の節減に努める。

2 収入の確保

(1) 自己収入の確保

ア サービス利用者の増加

中小企業等のニーズに基づいた設備・機器の整備に努め、利便性の向上や情報発信・PR等により、利用者を増加させ、自己収入の確保を図る。

イ 適正な料金設定

設備・機器の利用料金は、企業ニーズ等を踏まえ、適正な料金設定となるよう、必要に応じて見直しを行う。

(2) 外部資金の有効活用

国や公益財団法人等の外部資金を積極的に活用する。

3 サービス向上等に向けた剰余金の有効活用

経営努力によって生じた剰余金については、中小企業支援、研究開発の充実・強化、施設・設備機器の整備及び組織運営の改善等、法人の円滑な業務運営のために充当するとともに、計画性をもって有効に活用する。

第4 その他業務運営に関する重要事項の目標を達成するためにとるべき措置

1 法令遵守の徹底

(1) 行動指針・行動基準の策定・遵守

法令の遵守はもとより、公的機関に従事する職員として、市民から疑念や不信を抱かれることのないよう、行動指針・行動基準を定め、これを遵守する。

(2) 組織的な取組

法令遵守については、職員に対する研修を計画的・継続的に実施するとともに、独自のコンプライアンス方針を策定（新規）するなど、確実な実施に向けた仕組み・体制の整備を行う。

2 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底

(1) 情報セキュリティ管理

職員が職務上知り得た秘密事項については、情報管理を徹底するとともに、情報漏洩が発生しないよう、京都市個人情報保護条例に基づき、情報セキュリティポリシーの策定等、対策を講じる。

(2) 情報公開

産技研の事業内容や組織運営状況については、地方独立行政法人法や京都市情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページ等を通じて適切に情報を公開・提供する。

3 環境・安全衛生マネジメントの徹底

(1) 環境管理

業務運営に際しては、環境に与える影響について、化学物質や産業廃棄物の適切な管理と処分等、環境負荷に配慮した環境マネジメントシステムを確立する。

(2) 安全衛生管理

安全衛生管理関連法令に基づいた管理体制を確立し、職員の健康の確保に努める。

(3) 安全対策

職員が安全で快適な環境において業務が従事できるよう十分配慮するとともに、事故や災害発生時の対応策をマニュアル化し、適切な対応がとれるよう定期的な訓練を実施する。

4 施設及び設備・機器の維持管理

施設及び設備・機器の適切な維持・保守管理を行うとともに、施設については中長期の保全計画を策定し、計画的でこまめな改修を行っていくことにより長寿命化に努め、長期間トータルでの管理運営費節減を図る。

第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（人件費の見積りを含む。）

平成26年度～平成29年度 予算

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
運営費交付金	3,867
施設整備費補助金	261
自己収入	473
事業収入	155
受託研究等収入	167
補助金収入	34
雑収入	117
計	4,601
支出	
業務費	3,213
技術研究経費	287
受託研究等研究経費	169
人件費	2,757
施設整備費	295
一般管理費	984
計	4,492

[人件費の見積り]

中期計画期間中総額 2,757 百万円を支出する。（退職手当は除く。）

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

※ 雑収入には、京都市から引き継ぐ「山本文二郎漆科学研究基金」100百万円及び「松井悦造研究基金」9百万円を含む。

※ 退職手当については、地方独立行政法人京都市産業技術研究所が定める規定に基づき所定金額を支給するが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。

2 収支計画

平成26年度～平成29年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	4,953
経常費用	4,932
業務費	4,197
技術研究経費	287
受託研究等研究経費	169
人件費	2,757
一般管理費	984
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	735
臨時損失	21
収入の部	4,953
経常収益	4,932
運営費交付金収益	3,867
事業収入	155
受託研究等収入	167
補助金収入	0
財務収益	7
雑益	1
資産見返負債戻入	735
資産見返運営費交付金等戻入	0
資産見返補助金等戻入	125
資産見返物品受贈額戻入	610
臨時収益	21

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

3 資金計画

平成26年度～平成29年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	4,601
業務活動による支出	4,197
投資活動による支出	295
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	109
資金収入	4,601
業務活動による収入	4,594
運営費交付金収入	3,867
事業収入	155
受託研究等収入	167
補助金等収入	295
その他収入	110
投資活動による収入	0
財務活動による収入	7
前期中期目標期間からの繰越金	0

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

※ その他収入には、京都市から引き継ぐ「山本文二郎漆科学研究基金」100百万円及び「松井悦造研究基金」9百万円を含むが、当該基金は中期目標期間を超えて繰り越す予定である。

第6 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

3億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に借入れの必要が生じるため。

第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし。

第8 第7に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし。

第9 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、中小企業支援及び研究開発の充実・強化、施設・設備機器の整備及び組織運営の改善等、法人の円滑な業務運営に充てる。

第10 その他市の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

第4の4「施設及び設備・機器の維持管理」に記載のとおり。

2 人事に関する計画

第2の1の(2)「職員の確保・育成」に記載のとおり。

3 積立金の処分に関する計画

なし。

第1章 数値目標

中期計画の推進を通じて達成すべき具体的な数値目標として、次の項目を掲げる。

1 産業支援機関としての強みを確立するために取り組む項目（8項目）

頁	中期計画項目	数値目標設定項目	目標値	単年度目標値
P.2	第1 1 (1)技術相談	無料指導件数	35,464 件	6,820 件⇒8,866 件(30%増)
P.4	第1 1 (4)研究開発	外部資金応募・継続 合計件数	48 件	10 件⇒12 件(20%増)
		共同研究・受託研究、 外部資金（単独除く） 応募・継続件数	88 件	20 件⇒22 件(10%増)
		産技研単独での 業界向け成果発表件数	216 件	49 件⇒54 件(10%増)
P.5	第1 1 (5)研究会活動	複数の研究会による 横断的活動件数	112 件	23 件⇒28 件(20%増)
P.5	第1 2(1)知恵産業の推進	知恵関連補助金申請件数	20 件	4 件⇒5 件(25%増)
		企業等マッチング件数	200 件	40 件⇒50 件(25%増)
P.7	第1 4(4)外部資金の活用	設備利用件数	1,048 件	218 件⇒262 件(20%増)

2 課題を克服するために取り組む項目（6項目）

頁	中期計画項目	数値目標設定項目	目標値	単年度目標値
P.2	第1 1 (1)技術相談	研究員派遣制度利用件数	52 件	11 件⇒13 件(20%増)
P.7	第1 3(2)広域連携の推進	連携事例件数 (地域・広域合計)	364 件	76 件⇒91 件(20%増)
P.8	第1 5(1)中小企業等に対する情報発信・ 情報収集	産技研News・ちえのわ 配布件数	21,120 件	4,400 件⇒5,280 件 (20%増)
P.8	第1 5(3)市民に対する情 報発信	市民向け情報発信件数	136 件	28 件⇒34 件(20%増)
P.8	第1 5(4)新技術・新製品 の情報発信力の 強化等	見学者数	1,652 人	344 人⇒413 人(20%増)
		産技研単独での業界向け 成果発表件数（再掲）	216 件	49 件⇒54 件(10%増)

※ 上記以外の項目については、現状水準を確保する。

業務方法書について

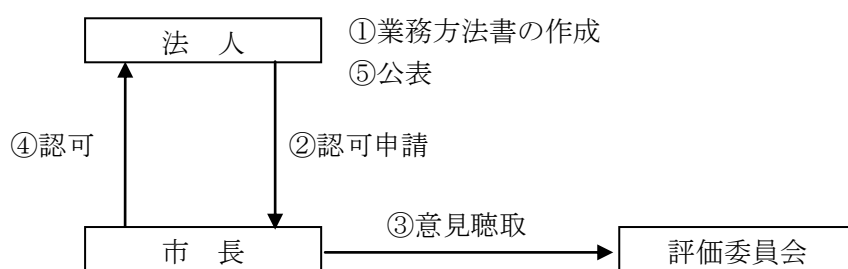
1 業務方法書とは

地方独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の要領を記載した書類のこと。

法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、市長の認可を受けなければならない（地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 22 条第 1 項）。

2 評価委員会の意見

市長は、法人が作成した業務方法書を認可する際に、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くことが必要（法第 22 条第 3 項）。



3 業務方法書の記載内容

業務方法書の具体的記載内容は、法令等では特に示されておらず、どのような事項を規定するかは、設立団体の規則に委ねられている（法 22 条第 2 項）。

規則で定める業務方法書の記載内容については、他の先行法人の業務方法書を参考に規定することになるが、基本的な記載内容と対応する条文は次のとおり。

（記載事項）		（対応する条文）
① 業務の執行に関する事項	・・・	第 2 条
② 業務の内容に関する事項	・・・	第 3 条～第 13 条
③ 業務の委託に関する事項	・・・	第 14 条，第 15 条
④ 契約の方法に関する事項	・・・	第 16 条

4 参考条文

○地方独立行政法人法（抄）

（業務方法書）

第 22 条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 地方独立行政法人は、第 1 項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

○地方独立行政法人京都市産業技術研究所定款（抄）

（業務の範囲）

第16条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 京都市産業技術研究所を設置し、これを管理すること。
- (2) 技術相談、試験・分析、人材育成、研究開発等を行い、及びその成果を普及し、又は技術を移転すること。
- (3) 新産業の創出に関する技術支援その他の支援を行うこと。
- (4) 試験・分析、研究開発、調査等のための設備及び施設の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の執行）

第17条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

地方独立行政法人京都市産業技術研究所 業務方法書 規定のポイント

業務方法書		規定のポイント
第1章 総則	(目的) 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人京都市産業技術研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成26年京都市規則第〇号）第3条の規定に基づき、地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的な事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。	業務方法書の位置付けや目的を明らかにする。
	(業務の執行に関する基本方針) 第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な執行に努めるものとする。	
第2章 定款に規定する業務に関する事項	(技術相談) 第3条 法人は、中小企業等からの産業技術に関する相談への対応、指導及びその他支援を実施する。 2 法人は、来所相談のほか、電子媒体を活用した相談、現地相談を実施することができる。 3 法人は、技術相談への対応、指導及びその他支援を実施するときは、外部の支援機関や専門家を活用することができる。	定款第16条（業務の範囲）の各号に記載している事項について、各業務の内容をそれぞれ記載する。
	(試験・分析) 第4条 法人は、中小企業等の依頼に応じて産業技術に関する試験及び分析並びにこれらに関する業務を実施する。	
	(人材育成) 第5条 法人は、職員の技術力の向上を目指す中小企業等や、伝統産業技術を継承しようとする者等に対して、人材育成に関する業務を実施する。	
	(研究開発等) 第6条 法人は、産業技術に関する研究開発及び調査（以下「研究開発等」という。）を実施する。 2 法人は、政府等外部機関からの資金の提供を受けて研究開発等を実施することができる。 3 法人は、中小企業等の依頼に応じて産業技術に関する研究開発等を受託し、又は中小企業等と共同して研究開発等を実施することができる。 4 法人は、前項の業務を実施するときは、その相手方との間に契約を締結するものとする。	
	(成果の普及等) 第7条 法人は、刊行物の発行、発表会の開催その他最も適当と認められる方法により、試験研究成果の普及及び活用を推進する。	
	(知的財産の保全及び活用) 第8条 法人は、関係機関と連携して、産業に関する試験研究及び調査の成果に係る知的財産の保全及び活用を推進する。	

	(研究会活動) 第 9 条 法人は、関連する企業及び業界団体で構成される研究会の運営への関与等により、産業振興を支援することができる。 (新産業の創出に関する技術支援等) 第 10 条 法人は、各種の技術開発のほか、新規の事業化等を目指す中小企業等に対して、知恵産業の推進その他の方法により産業技術に関する必要な支援を実施することができる。 (設備及び施設の提供) 第 11 条 法人は、法人以外の者からの依頼に応じて設備及び施設を使用させることができる。 (附帯業務) 第 12 条 法人は、第 3 条から前条までに定める業務に附帯する業務並びに設備及び施設の維持管理、安全管理等の業務を実施する。 (業務に関する料金の徴収) 第 13 条 法人は、業務の対価として、適正な料金を徴収することができる。	(続き)
第 3 章 業務の委託	(業務の委託の基準) 第 14 条 法人は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所定款第 16 条に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができることと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。 (委託契約) 第 15 条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。	地方独立行政法人が業務を委託する際の基準について、当該業務を委託することにより効率的・効果的な実施が望まれる場合に限ること、必要に応じて、契約において定める事項等を記載する。
第 4 章 契約の方法	(契約の締結に関する基本的事項) 第 16 条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争入札又は随意契約によることができるものとする。	競争入札の原則と、例外的に指名競争又は随意契約とすることができる場合について記載する。
第 5 章 雑則	(その他の業務の方法) 第 17 条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。	その他、各法人の判断により、外部資金の受入れや施設の一般利用、業務の方法に関する細則を定める旨記載するなどが考えられる。
附則	この業務方法書は、京都市長の認可のあった日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。	

地方独立行政法人京都市産業技術研究所業務方法書

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項及び地方独立行政法人京都市産業技術研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成 26 年京都市規則第〇号）第 3 条の規定に基づき、地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的な事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務の執行に関する基本方針)

第 2 条 法人は、法第 26 条第 1 項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な執行に努めるものとする。

第 2 章 定款に規定する業務に関する事項

(技術相談)

第 3 条 法人は、中小企業等からの産業技術に関する相談への対応、指導及びその他支援を実施する。

2 法人は、来所相談のほか、電子媒体を活用した相談、現地相談を実施することができる。

3 法人は、技術相談への対応、指導及びその他支援を実施するときは、外部の支援機関や専門家を活用することができる。

(試験・分析)

第 4 条 法人は、中小企業等の依頼に応じて産業技術に関する試験及び分析並びにこれらに関する業務を実施する。

（人材育成）

第5条 法人は、職員の技術力の向上を目指す中小企業等や、伝統産業技術を継承しようとする者等に対して、人材育成に関する業務を実施する。

（研究開発等）

第6条 法人は、産業技術に関する研究開発及び調査（以下「研究開発等」という。）を実施する。

2 法人は、政府等外部機関からの資金の提供を受けて研究開発等を実施することができる。

3 法人は、中小企業等の依頼に応じて産業技術に関する研究開発等を受託し、又は中小企業等と共同して研究開発等を実施することができる。

4 法人は、前項の業務を実施するときは、その相手方との間に契約を締結するものとする。

（成果の普及等）

第7条 法人は、刊行物の発行、発表会の開催その他最も適当と認められる方法により、試験研究成果の普及及び活用を推進する。

（知的財産の保全及び活用）

第8条 法人は、関係機関と連携して、産業に関する試験研究及び調査の成果に係る知的財産の保全及び活用を推進する。

（研究会活動）

第9条 法人は、関連する企業及び業界団体で構成される研究会の運営への関与等により、産業振興を支援することができる。

（新産業の創出に関する技術支援等）

第10条 法人は、各種の技術開発のほか、新規の事業化等を目指す中小企業等に対して、知恵産業の推進その他の方法により産業技術に関する必要な支援を実施することができる。

(設備及び施設の提供)

第 1 1 条 法人は、法人以外の者からの依頼に応じて設備及び施設を使用させることができる。

(附帯業務)

第 1 2 条 法人は、第 3 条から前条までに定める業務に附帯する業務並びに設備及び施設の維持管理、安全管理等の業務を実施する。

(業務に関する料金の徴収)

第 1 3 条 法人は、業務の対価として、適正な料金を徴収することができる。

第 3 章 業務の委託

(業務の委託の基準)

第 1 4 条 法人は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所定款第 1 6 条に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第 1 5 条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

第 4 章 契約の方法

(契約の締結に関する基本的事項)

第 1 6 条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争入札又は随意契約によることができるものとする。

第5章 雑則

(その他の業務の方法)

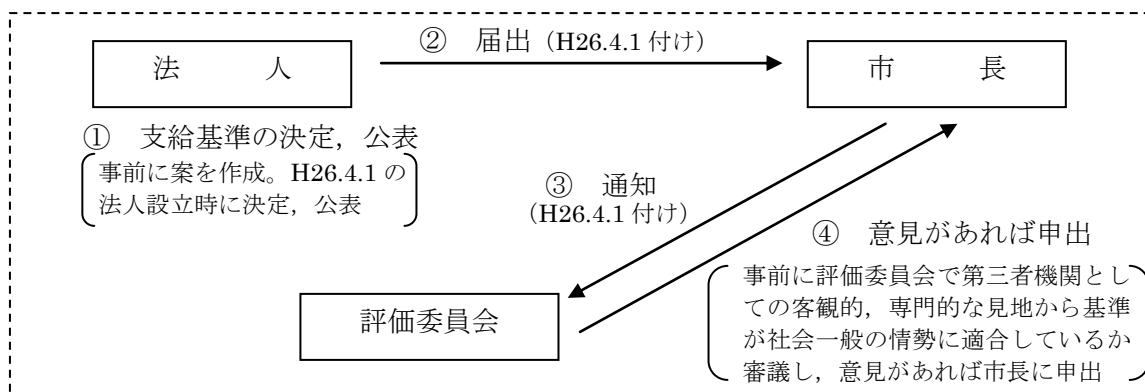
第17条 この業務方法書に定めるもののほか，法人の業務に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この業務方法書は，京都市長の認可のあった日から施行し，平成26年4月1日から適用する。

地方独立行政法人京都市産業技術研究所 役員報酬等の支給基準について

1 役員の報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）の支給基準の決定手続き



2 地方独立行政法人法に規定される報酬等の原則

- (1) 報酬等の支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間企業の役員の報酬等、当該地方独立行政法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。
- (2) 報酬は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

3 役員報酬の支給基準

(1) 理事長、副理事長及び理事

① 給料月額

下記の表の額を上限として理事長が定める額とする。

※ 週 5 日未満の勤務の場合は、下記の表の額の 5 分の 1 に相当する額に週の勤務日数を乗じて得た額を上限として理事長が定める額とする。

	給料月額	考え方
理事長	745,000円	他の法人の理事長及び現所長の額を考慮
副理事長	655,600円	理事長及び理事の額との均衡を考慮
理事	596,000円	理事長の額との均衡及び他の法人の理事の額を考慮

② 通勤手当 法人職員の例による。

③ 期末手当 京都市特別職の期末手当（年間 2.95 月分）と同様

※ 京都市職員が、法人の常勤役員となるため京都市を退職し、引き続いて法人の常勤役員となった者（以下「京都市退職役員」という。）については、その者が京都市職員であったものとして京都市職員給与条例の規定により支給されることとなる給料及び手当を支給する。

(2) 監事

① 報酬日額

	報酬日額	考え方
監事	30,000円	他の法人の監事の額を考慮

② 通勤手当 実費を支給する。

(3) 職員を兼務する役員

職員を兼務する役員には、役員としての報酬は支給しない（職員としての給与を支給）。ただし、下記の表の役員手当を支給する（京都市退職役員を除く）。

	月額	考え方
副理事長	27,600円	京都市の局長級の管理職手当の1/2相当額
理事	25,000円	京都市の部長級の管理職手当の1/2相当額

4 役員の退職手当の基準

役員に対する退職手当は支給しない。

※ 職員を兼務する役員には、職員退職手当支給規程を適用する。

【参考】

（役員の報酬等）

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。

この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第50条第1項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

地方独立行政法人京都市産業技術研究所役員報酬等規程

(平成 年 月 日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「法人」という。）の役員（以下「役員等」という。）の報酬、退職手当及び旅費（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の種類)

第2条 理事長、副理事長及び理事（以下「理事長等」という。）の報酬は、給料、通勤手当及び期末手当とする。

2 監事の報酬は、監事手当及び通勤手当とする。

(常勤の理事長等の報酬)

第3条 常勤の理事長等の給料月額（以下「月額」という。）は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限として理事長が個別に定める額とする。

(1) 理事長 745,000円

(2) 副理事長 655,600円

(3) 理事 596,000円

2 前項に規定するもののほか、常勤の理事長等の給料については、職員（地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程（以下「給与規程」という。）第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）の例により支給する。

3 常勤の理事長等の通勤手当については、職員の例により支給する。

4 常勤の理事長等の期末手当については、職員の例により支給する。ただし、給与規程第22条第2項中「100分の102.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の155」とし、算定基礎額は、それぞれ6月1日及び12月1日において常勤の理事長等が受けるべき給料月額に、給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。

(非常勤の理事長等の報酬)

第4条 非常勤の理事長等の給料月額は、前条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の5分の1に相当する額に週の勤務日数を乗じて得た額を上限として理事長が個別に定める額とする。

2 前項に規定するもののほか、非常勤の理事長等の給料については、前条第2項を準用

する。この場合において、前条第2項中「常勤の理事長等」とあるのは「非常勤の理事長等」と読み替えるものとする。

3 非常勤の理事長等の通勤手当については、非常勤嘱託員の例により支給する。

4 非常勤の理事長等の期末手当については、前条第4項を準用する。この場合において、前条第4項中「常勤の理事長等」とあるのは「非常勤の理事長等」と読み替えるものとする。

(監事の報酬)

第5条 監事手当の額は、日額30,000円とする。

2 監事の通勤手当については、非常勤嘱託員の例により支給する。

3 監事の報酬は、業務を執行した日の属する月の翌月における職員の給料の支給日に支給する。

(職員を兼務する役員の報酬)

第6条 職員を兼務する役員には、役員の報酬を支給しない。ただし、副理事長又は理事が職員を兼ねる場合には、役員手当を支給する。

2 役員手当の額は、次に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 副理事長 月額27,600円

(2) 理事 月額25,000円

3 前項に規定するもののほか、役員手当の支給については、職員の管理職手当の例による。

4 職員を兼務する役員には、給与規程により職員に対する給与を支給する。

(退職手当)

第7条 役員に対する退職手当は支給しない。ただし、職員を兼務する役員には、地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員退職手当支給規程により職員に対する退職手当を支給する。

(役員の旅費)

第8条 役員の旅費は、役員を地方独立行政法人京都市産業技術研究所旅費規程（以下「旅費規程」という。）別表に規定する特級として、同規程により旅費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員を兼務する役員が、職員としての職務を遂行するために旅行するときは、旅費規程により職員に対する旅費を支給する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、報酬等の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。